

平成25年 7月12日

ボーイスカウト都道府県連盟
理 事 長 各 位
県連盟コミッショナー 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
日本連盟コミッショナー 膳 師 功



夏季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の諸事業、各種プログラムにご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟および各隊・団・地区において、夏休みに諸活動の準備が進められていることと存じますが、スカウト活動について、より一層の安全への注意喚起を図るため、下記の通り、留意事項をご通知いたしますので、貴連盟指導者各位にご周知いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 指導者の心構え

(1) チャイルド・プロテクション（児童保護）

日本連盟では、チャイルド・プロテクションを積極的に推進しております。また、今年度開催の16NJでは、23WSJを目指しWOSM方針に沿ったセーフ・フロム・ハームとして取り組みを進めています。このことにつきまして理解と同意、そして実践をお願いします。とりわけ、スカウト活動中の飲酒・喫煙については、指導者である立場、スカウトと接する状況を踏まえ、成人として配慮ある対応、行動をとっていただくようお願いします。

(チャイルド・プロテクションの詳細は、日本連盟ホームページをご参照ください。)

(2) セーフティアウトドア事故ゼロ

日本連盟では、セーフティアウトドアに取り組んでおります。スカウトへの安全教育を行い、安全への意識を高めるとともに、指導者自身も安全に関わる技能・知識・態度および指導力を高め、安全に配慮した楽しい活動を提供するとともに「事故ゼロ」に取り組んでください。そして、スカウトはもちろん、指導者自らも事故を起こさない様、引き続き、先取り優位、ルールの遵守、自守の「安全の3原則（安全入門P92参照）」の徹底をお願いします。

※セーフティアウトドア：独立行政法人国立青少年教育振興機構と全国の関係団体・施設が連携し、事故のない安心安全なアウトドア活動を推進するキャンペーンです。

(3) 安全対策

平成24年度より加盟員皆保険として運用しています「そなえよつねに保険」においては、事故発生件数に占める指導者の割合が20%以上（平成18年以降全て）と非常に高い発生率となっておりますことから、スカウトの安全指導に加え指導者自らも事故を起こさない様、引き続き自己管理を徹底するよう指導・助言をお願いいたします。

2. 活動時における留意事項

スカウト活動時における安全については、野外プログラム、特に夏季活動において次の項目について、隊指導者各位に徹底していただくようお願いいたします。

(1) 天候チェック

最近、局地的な集中豪雨など異常気象による事故・事件が発生しています。活動前に必ず天候チェックを行い、プログラムの実施、または中止、変更、延期など適切な状況判断のもと活動してください。

(2) 熱中症対策

長期天気予報でも、本年は全国的に猛暑日が増加すると言われていますが、熱中症（熱射病、日射病ほか）に対するスカウト及び指導者の体調管理を含めたこまめな水分・塩分の補給などの対策をお願いいたします。

特に16NJでは、木陰の少ない会場での活動のため、必ず帽子をかぶり、こまめな休憩とこまめな水分・塩分補給を行ってください。水分補給はスカウトに任せる「自由飲水」だけでなく、指導者が時間を決めて活動を休止し、定期的に全員一斉に補給させる「強制飲水」を併用してください。

また熱中症は屋外の活動だけで起こるものではなく、暑い室内やテント内でも起こり得ますので、換気とともに、こまめな休憩とこまめな水分・塩分補給、通気性の良い、吸湿・速乾の衣服着用や冷たいタオルによる冷却などをし、食事と睡眠を十分にとるようにしてください。

熱中症になった時は、涼しい場所へ避難させ、衣服を脱がせ、身体を冷やし、水分・塩分を補給してください。なお、自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急隊を要請してください。

※日本連盟発行「救急法」の「熱中症」参照（57～68頁）

(3) 水辺活動の安全対策

水辺や海での活動が増える時期です。川や海の水には流れがあり、離岸流やダンパー波、一発波などの危険、消波ブロックやインショアホールなどの危険、冷たい水によるハイポサーミア（低体温症）、増水などに対する十分な安全対策をお願いします。

(4) 食中毒対策

夏季においては、O157などの食中毒の発生が予測されます。その予防には十分な対策を講じられるよう、指導者各位に注意を喚起するようお願いいたします。

※日本連盟発行「救急法」の「食中毒」参照（159～178頁）

(5) ナイフ等の取り扱い

ナイフ等の刃物の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季の活動にあたっては勿論のこと、日常生活において使用されるカッターナイフ等の取り扱いを含む危険予知教育などの安全対策をお願いいたします。平成23年度のそなえよつねに保険の事故では、切創事故が73件（13.9%）起きています。刃物の正しい扱い方について、安全管理および実技を伴う事前訓練の徹底をお願いします。

当ホームページに「15NJにおけるナタによるケガの予防に関する調査」を掲載していますので参考にしてください。（http://www.scout.or.jp/information/15NJ_nata/index.html）

(6) 自転車利用に対する安全対策

サイクリング中の事故、或いは自転車による集合場所への往復途上の交通事故等も考えられます。最近では各地で通学通園途上の児童を巻き込んだ痛ましい事故も発生しています。交通ルールは勿論のこと、自転車の正しい乗り方を含め、交通安全への配慮をお願いいたします。

(7) 野外活動における放射能対応

平成23年3月11日の東日本大震災に関連して発生した福島第一原子力発電所の事故の影響による野外活動への対応については、平成24年2月24日発信「野外活動における放射能対応について」をご参照ください。

(8) その他活動

- その他の活動についても、通常時の安全対策に加え、夏季の気象条件や環境の変化など季節に応じた対策を講じられるようお願いいたします。
- 活動計画の折には、事前の準備を十分行い、実施中は状況に応じた具体的な指示・指導を徹底し安全確保に努め、万が一事故発生の際は迅速で的確な対応がとれるようお願いいたします。そして、スカウト・指導者一人ひとりが安全への意識を高め「自分のことは自分で責任をもつ」心構えの醸成に努めることができるようお願いいたします。
- スカウティング誌では、「野外活動のための安心・安全講座」や「スキルトレーニング」を連載しておりますので参考にしてください。

（最近の掲載記事）2013年5月号：平成23年度そなえよつねに保険 事故データの分析

2013年7月号：「刃物の取り扱い」は安全第一で

- 参考資料として次のものも添付します。（ホームページにも掲載されています）

*安全について留意すべき事項

*刃物類（ナイフを含む）の取り扱いについて留意すべきこと

以上

安全について留意すべき事項

1. スカウトの年齢、知識、技能、体力に適合した、余裕のある計画をもってプログラムの実施にあたり、必ず、安全管理者を置いて、活動中における安全に関して常に十分な配慮をすること。特に、水のプログラム(川遊び、水泳等)を実施する際には、実施場所の事前及び直前の調査、十分な指導・監視及び水難救助の態勢を整えること。この態勢が整わない時は、水のプログラム(川遊び、水泳等)を実施しないこと。
2. 室内、野外を問わず、スカウト活動における安全管理の原則を忠実に守ること。また、実施にあたり計画書を作成し、安全に関する各レベルで指導者の担当を明確にするとともに、相互に連携を密にすること。併せて、保険の加入について、今一度確認しておくこと。
3. 野外活動の場所・気象条件等の環境の事前調査、及び用具・資材等安全確認と万全の準備、並びにスカウトや指導者に対して安全に関する必要な知識や技能の事前研修や準備訓練を確実に行うこと。また、これらの実施記録は必ず残すこと。
4. 指導者は、行事やプログラム活動中は、自己の健康管理を責任もって行い、スカウトの指導や対応にあたって判断に誤りがないようにすること。時に、プログラムの実施にあたっては、状況に応じてその活動を中止する勇気と決断を下す責任があることを肝に銘じること。
5. 指導者・スカウトともに、厳に「慣れ」を戒めること。これまで事故に至らなかったが、幸いにして、ことなきを得たことも多いと思われる。このことが、これからも事故がないとの絶対的な保証にはならないことを銘記すること。
6. 平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故の発生で、周辺環境から通常より高い濃度の放射能性物質が検出されています。屋外での活動は、各自治体及び文部科学省の関連情報を十分に把握・考慮し、活動内容を検討すること。
7. 以下のような資料を参考にして、安全管理態勢を確立すること。
 - (1)「ボーイスカウト安全入門」、「救急法」、「コミッショナーハンドブック」、「団の運営と団委員会(第8章:スカウト活動と保険)」
 - (2)日本ジャンボリー・ベンチャースカウト大会等の安全管理ハンドブック
 - (3)指導者訓練コースにおける安全管理ハンドブック
 - (4)スカウティング誌(発行年/月号、タイトル)
 - H11/6 事故に学ぶ
 - H17/5 夏の野外で食べる！食品衛生の再確認
 - H22/ 5 今、改めて薪を燃やす
 - H23/ 5 傷害共済事故分析結果にみる傷病の傾向
 - H23/ 7 15NJ ナタの事故に関するアンケート結果(概要)
 - H23/ 9 減少しない指導者の事故
 - H23/11 指導者自身の安全の確保を
 - H24/ 1 冬季の事故
 - H24/ 3 事故ゼロの目標に向けて
 - H24/ 5 平成22年度そなえよつねに保険事故データの分析
 - H24/ 7 保険申請に見る夏期活動中の事故事例
 - H24/9 保険申請に見る秋期活動中の事故事例、スカウティングにはポケットナイフ
 - H24/11 保険申請に見る冬期活動中の事故事例の分析
 - H25/1 スキー訓練は楽しく
 - H25/3 「ストップ ザ ケガ」キャンペーン
 - H25/5 平成23年度そなえよつねに保険事故データの分析
 - H25/7 対物賠償について、「刃物の取り扱い」は安全第一で
 - (5)「新・野外活動の安全 Q&A」大阪連盟発行図書
 - (6)「野外を中心としたスカウト活動における応急手当」奈良県連盟発行図書

刃物類（ナイフを含む）の取り扱いについて留意すべきこと

1. 安全上(使用上)の注意

- (1) 刃物は用途に適合した安全な使い方をする。
- (2) カブスカウトの工作等で使用するカッターナイフや小刀等についても同様の取扱いとする。
- (3) 使用上の諸注意については、スカウトハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にして行う。
- (4) 他の人への安全については十分な気配りをする。
- (5) 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行う。
- (6) 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- (7) 個人の物は、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは班長のもと備品管理担当者を決め、保管または管理する(所持許可証はスカウトハンドブック 188 ページを参照)。
- (8) 指導者研修などの機会を通して、安全指導の徹底をはかる。

2. 刃物の購入及び販売

- (1) スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・ナタ・オノ等)は、スカウト用品販売協力店、県連盟スカウトショップ、一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズで購入することを原則とする。
- (2) 本人の技術・技能・能力を超えた機能があるものは購入しない(機能、刃の長さ等)。
- (3) 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- (4) 販売にあたっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)、氏名、住所などを記録として保管することを原則とする。その際、販売者は保護者、指導者の承認を確認する。

3. 刃物の所持

- (1) 銃刀法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。
※平成 21 年1月5日から刃渡り 5.5cm 以上の剣(ダガーナイフなど両側に刃がついた刃物)は原則として所持が禁止されています。
- (2) 今後、上記の法律による規則や改正について指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者に対して指導を行う。
- (3) 指導者研修などの機会を通して、主旨を徹底する。

4. 刃物の携帯

- (1) スカウト活動のため(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、上記販売店で販売されているナイフ・ナタ・オノは携帯することができるが、スカウト活動以外のときは携帯しない。
- (2) 個人で所有している刃物は、学校等へは携帯しない。
- (3) スカウト活動で刃物を携帯するときは、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認して納める(飛行機を利用するときは、機内への持ち込みとはせず、別に預けるものとする)。

5. その他

- (1) 刃物の所持と携帯等については、ボーイスカウト大阪連盟発行“新・野外活動の安全Q&A”の〈P148～150「7-2 刃物の携帯と銃刀法」〉を参照して適切な対応に心掛けてください。
- (2) 都道府県単位での“青少年保護育成条例”“青少年健全育成条例”等は、その条例内容に差異があり、特に「有害がん具」としての取扱いに相異が生じますので、各都道府県連盟において十分な対応をお願いします。
- (3) 当ホームページに「15NJ におけるナタによるケガの予防に関する調査」を掲載していますので参考にしてください。また、スカウティング誌 2013 年7月号「刃物の取扱いは安全第一で」を参考にしてください。

以上